

山梨県公報

第千八百八十四号
 平成十三年
 四月九日

月 曜 日

目 次

公印の廃止……………二二一

生活保護法に基づく指定医療機関の指定(二件)……………二二一

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止……………二二二

生活保護法に基づく指定医療機関の変更……………二二三

廃川敷地等(二件)……………二二三

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議(二件)……………二二三

都市計画事業の事業計画の変更認可(八件)……………二二四

収納代理金融機関の指定の廃止……………二二七

収納代理金融機関の指定……………二二七

収納代理金融機関の指定の一部改正……………二二七

収納代理金融機関の指定の廃止……………二二七

収納代理金融機関の指定……………二二七

告 示

山梨県告示第二百一十号
 山梨県公印規程(昭和四十二年山梨県訓令甲第九号)に基づき、土木事務所専用(壹式)、保健所専用(壹、六)、林務事務所専用(壹、式)、峡中土地改良事務所専用及び笛吹川沿岸土地改良事務所専用の山梨県知事印並びに土木事務所専用(壹、式)、保健所専用(壹、六)及び林務事務所専用(壹、式)の山梨県知事職務代理者印並びに保健所専用(壹、六)の山梨県印を平成十三年四月一日付けで廃止した。
 平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第二百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。
 平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人誠仁会武井クリニク	都留市法能六百六十九番地	平成十二年九月一日
うめこのクリニク	甲府市朝日五丁目十二番九号	平成十二年九月二十七日
みどり薬局富士見店	甲府市富士見一丁目五番二十一号	平成十二年十月十七日
(有)アークメディカル	塩山市上塩後二百七十一番地の四	平成十二年十月二十四日
井出整形外科医院	甲府市德行一丁目七番三十四号	平成十二年十月三十日
斉藤医院	塩山市上塩後二百七十一番地の一	平成十二年十月二十四日
たんぼぼ歯科医院	都留市つる三丁目四番二十三号	平成十二年十月十八日
くまざわ歯科医院	甲府市大里町四千二百九十七番地の十四	平成十二年十月二日
医療法人高山会ライフケア&クリニク高山	甲府市丸の内一丁目十四番八号	平成十二年九月十八日
小俣薬局	大月市御太刀一丁目三番五号	平成十二年十一月十六日
医療法人伍良会金丸内科クリニク	中巨摩郡竜王町西八幡四千三百九十五番地の八十五	平成十二年九月一日
響が丘整形外科	北巨摩郡双葉町竜地二千五百六十三番地の十四	平成十二年十一月二十一日
(有)健心堂勝沼薬局	東山梨郡勝沼町勝沼二千九百五十九番地の二	平成十二年十一月一日
ヤマグチ薬局甲府店	甲府市德行一丁目七番三十五号	平成十二年十一月一日
あおき薬局響が丘店	北巨摩郡双葉町竜地二千五百七十二番地の五	平成十二年十二月一日

耳鼻咽喉科平医院	北巨摩郡長坂町大八田四千二百九十四番地の五	平成十三年一月十五日
三羽医院	甲府市首羽町四番十六号	平成十三年一月十九日
コツボ歯科	甲府市貢川二丁目十七番一号	平成十三年一月十八日
医療法人健昌会コマキ歯科	甲府市徳行四丁目六番四号	平成十三年一月二十二日
ナカムラ歯科医院	塩山市下於曾千五百六十二番地の二	平成十二年十一月一日
内藤歯科医院	甲府市武田二丁目七番十四号	平成十三年二月一日
(有)サンク調剤薬局	山梨市上神内川百五十番地の二	平成十三年二月二十二日
山下クリニク	北都留郡上野原町上野原五百九番地の一	平成十三年二月十九日
たけい腎・泌尿器クリニク	山梨市上神内川百四十九番地の二	平成十三年二月一日
上九一色診療所(内科)	西八代郡上九一色村古関千七百七十四番地	平成十二年十二月十九日
上九一色診療所(歯科)	西八代郡上九一色村古関千七百七十四番地	平成十二年十二月十九日
山梨県厚生連健康管理センター	甲府市飯田一丁目一番二十六号	平成十三年一月五日
壁谷薬局	富士吉田市上吉田二丁目一番十六号	平成十三年三月十六日
大芝医院	中巨摩郡八田村榎原八百六十三番地の三十	平成十三年一月一日
アールデンタルクリニック	都留市下谷三丁目四番十七号	平成十三年一月十六日

山梨県告示第百二十三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。
 平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小笠原整骨院	南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地の百七十三	平成十二年九月七日

山梨県告示第百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により指定した次の医療機関は、廃止した。
 平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
武井こどもクリニック	都留市法能六百六十九番地
斉藤医院	甲府市青沼三丁目五番十四号
医療法人高山病院	甲府市丸の内一丁目十四番八号
小俣薬局	大月市御太刀一丁目三番五号
金丸内科クリニック	中巨摩郡竜王町西八幡四千三百九十五番地の八十五
三浦歯科医院	富士吉田市下吉田五千七百九十二番地
三羽医院	甲府市首羽町四番十六号
ナカムラ歯科医院	塩山市上於曾千五番地の二
上九一色診療所(内科)	西八代郡上九一色村古関千三百三十五番地
上九一色診療所(歯科)	西八代郡上九一色村古関千三百三十五番地
ひろせ東薬局	甲府市城東四丁目十三番地十一号
山梨県厚生連健康管理センター	甲府市飯田三丁目二番四十四号
壁谷薬局	富士吉田市上吉田二丁目一番十六号
大芝医院	中巨摩郡八田村榎原八百六十三番地の三十
アールデンタルクリニック	都留市下谷三丁目四番十七号

山梨県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関に次のとおり変更があった。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天野 建

名	称	所	在	地	変更事項
変更前 マヌ水調剤薬局 変更後 有限会社マヌ水薬品		南巨摩郡増穂町青柳三百四十五番地 の四			名 称
変更前 かえて薬局北新店 変更後 有限会社かえて薬局北新店		甲府市北新一丁目十一番一号			名 称

山梨県告示第二百六号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天野 建

- 一 河川の名称 相模川水系 宮川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十三年四月九日
- 三 廃川敷地等の位置 大月市初狩町大字中初狩字堰二千四百八十五番の六地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 三百四十三・一三平方メートル

山梨県告示第二百七号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十二年四月九日

山梨県知事 天野 建

- 一 河川の名称 相模川水系 宮川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十三年四月九日
- 三 廃川敷地等の位置 大月市初狩町大字下初狩字一ノ沢三千百三十六番の一地先

四 廃川敷地等の種類及び数量 百三十一・〇四平方メートル

山梨県告示第二百八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天野 建

- 一 河川の名称 富士川水系 葛籠沢川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 西八代郡六郷町大字葛籠沢字曲田前百七十五番一地从先から西八代郡六郷町大字岩間字山本前千二百六十三番三地从先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 六郷町長 遠藤幸利
 - 2 住所 西八代郡六郷町岩間四百九十五番地
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成十三年四月九日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第二百九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天野 建

- 一 河川の名称 富士川水系 葛籠沢川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 西八代郡六郷町大字宮原字山本前五百四十八番四地从先から西

八代郡六郷町大字宮原字山本前五百七十六番一地先まで
四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 六郷町長 遠藤幸利

2 住所 西八代郡六郷町岩間四百九十五番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十三年四月九日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第二百十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

一 河川の名称 富士川水系 葛籠沢川

二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防

三 河川管理施設の位置 西八代郡六郷町大字葛籠沢字中田九百六十四番一地先から西八代郡六郷町大字葛籠沢字村越千二十三番一地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 六郷町長 遠藤幸利

2 住所 西八代郡六郷町岩間四百九十五番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十三年四月九日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第二百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

大月市

二 都市計画事業の種類及び名称

大月都市計画下水道事業大月市公共下水道

三 事業施行期間

平成六年三月二十四日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成六年山梨県告示第二百十二号の事業地に大月市大字花咲字宮ノ西、字大曾根、字前田、字日向、字大石、字宮ノ原、字フタダ、字御堂、字和原、字堂地、字下川戸及び字先森並びに大字鳥沢字真白沢、字大村、字日野沢、字西名月、字西袴着、字袴着、字東袴着、字加伊沢、字東奈月、字大久保、字清水入、字宮沢、字橋場、字小向及び字横吹の各一部を加え、大月二丁目、大月二丁目、御太刀二丁目、駒橋一丁目、駒橋二丁目、大字鳥沢字福地、字入倉及び字前田並びに猿橋町大字殿上字エンマ堂道上、字仲田道上、字唐沢、字長畑、字大竹、字寺野下、字大栗、字東井戸下及び字西井戸下地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称
足和田村

二 都市計画事業の種類及び名称
富士北麓都市計画下水道事業足和田村公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十八年九月一日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分
なし

山梨県告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称
忍野村

二 都市計画事業の種類及び名称
富士北麓都市計画下水道事業忍野村公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十四年三月一日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第七十二号の三、昭和五十九年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第六十九号、平成三年山梨県告示第十一号及び平成八年山梨県告示第二百二十九号の事業地に忍野村大字内野字水呑並びに大字忍草字下割、字六本松、字李之木及び字梨ヶ原中道の各一部を加え、大字内野字上原、字道合、字内釜、字隠畑及び字上村並びに大字忍草字鶴ヶ池、字大割、字草刈道、字柳原、字丸尾岸、字池之粉沢、字高木、字古馬場、字立沢、字法印塚、字上白久保及び字白久保地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称
河口湖町

二 都市計画事業の種類及び名称
富士北麓都市計画下水道事業河口湖町公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十二年七月二十八日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年山梨県告示第三百一号、昭和六十二年山梨県告示第四百二十一号、平成二年山梨県告示第四百二十八号及び平成八年山梨県告示第二百二十七号の事業地に河口湖町大字船津字西蛇石及び字上海言塚の全部、大字船津字蛇石及び字箕輪並びに大字小立字鼻曲石、字大久根、字呉井塚、字蛇石及び字生木塚の各一部を加え、大字船津字上土足戸、字柴休場、字海言塚、字中恋路、字西恋路及び字東恋路地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

山梨県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称
富士吉田市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年二月十九日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三号、平成元年山梨県告示第九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号及び平成七年山梨県告示第二百四十五号の事業地に富士吉田市長上暮地一丁目、上暮地三丁目、上暮地四丁目、上暮地五丁目、上暮地六丁目、大字小明見字上中丸、字堂谷、字下手、字上手、字小線、字峯岸及び字田中、大字上暮地字五名米倉並びに大字上吉田字城南、字城山東、字塩出ヶ崎、字桂橋、字大溝上、字下り山及び字一本松の各一部を加え、大字大明見字上丸尾、字下丸尾、字大明見前、字上丸尾道東、字新畑、字新屋敷、字長沢及び字上岩石の各一部を削除し、大字上吉田字大久保、字土沢、字剣丸尾、字立石及び字熊穴、大字松山字沢畑、大字小明見字上丸尾、字東岩石及び字西岩石、大字大明見字岩石、大字下吉田字一メ目及び字田端並びに大字新倉地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第二百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

上野原町

二 都市計画事業の種類及び名称

上野原都市計画下水道事業上野原町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年三月二十日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第百十一号、昭和六十年山梨県告示第百九号及び平成七

年山梨県告示第三百七十五号の事業地に上野原町大字上野原字中宿及び字宮のこしの全部、大字上野原字六貫目、字上宿、字上野、字新町、字セツタイ、字花井、字塚場、字ミドウノ下、字関山、字ワラビ平、字下奈須部、字大セギ、字石舟、字上後山、字後山、字新九野畑、字栄田、字梨久保、字中尾、字中原、字下原、字かみや及び字大房の各一部、大字松留字亀甲及び字悉聖寺の全部、大字松留字上馬船、字下馬船、字金沢、字子ノ神、字薄霞、字杜寺原、字日向下、字久保、字上ノ山、字根岸、字伊勢上、字伊勢下及び字見世尾の各一部、大字大柗字鷹ヶ崎の全部、大字大柗字南大浜、字久保坂及び字前谷の各一部、大字八ツ沢字桜木、字下川原、字上村、字袴摺、字堂尾根、字上出村、字大窪、字乙越、字寺山沢、字花柄、字上坊沢、字降屋戸及び字細竹並びに大字四方津字奥平道下及び字仲居下の各一部、大字鶴川字鷹ヶ崎の一部を加え、大字四方津字黒土並びに大字大野字あそこの全部を削除し、大字上野原字大道、字外城、字仲新町、字本町、字大間々及び字下新町、大字四方津字呼戸及び字奥平道上並びに大字大野字横川及び字中竹沢において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第二百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

山中湖村

二 都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業山中湖村公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年二月二十二日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

山梨県告示第二百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天野 建

一 施行者の名称

勝山村

二 都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業勝山村公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年八月二日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

山梨県告示第二百十九号

収納代理金融機関の指定（昭和五十六年山梨県告示第百二十二号）は、廃止する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第二百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条第四項の規定により、収納代理金融機関を次のとおり指定した。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天野 建

名称	所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲	指定年月日
中央労働金庫	東京都千代田区 神田駿河台二丁目五番地	甲府支店 富士吉田支店 櫛形支店 山梨市出張所	歳入金及びれい 入金	平成十三年四月 一日

山梨県告示第二百二十一号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第二十七号）の一部を次のように改正する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天野 建

表中「さくら銀行」を「株式会社三井住友銀行」に、「東京都千代田区九段南一丁目三番一号」を「東京都千代田区有楽町二丁目一番一号」に改める。

山梨県告示第二百二十二号

収納代理金融機関の指定（昭和五十八年山梨県告示第二百七十四号及び昭和五十九年山梨県告示第一号）は、廃止する。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第二百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条第四項の規定により、収納代理金融機関を次のとおり指定した。

平成十三年四月九日

山梨県知事 天野 建

名称	所在地	取扱事務の範囲	指定年月日
美富士農業協同組合	都留市田原二丁目一番二号	歳入金及びれい入金	平成十三年四月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番